

（後部反射器）

第264条 後部反射器の反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、保安基準第63条第2項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、後部反射器の反射部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」に定める基準を準用するものとする。

- 一 後部反射器（付随車に備えるものを除く。）の反射部は、文字及び三角形以外の形であること。この場合において、0、I、U又は8といった単純な形の文字又は数字に類似した形状は、この基準に適合するものとする。
 - 二 付随車に備える後部反射器の反射部は、正立正三角形で一辺が50mm以上のもの又は中空の正立正三角形で、帯状部の幅が25mm以上のものであること。
 - 三 後部反射器は、夜間にその後方100mの距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。
 - 四 後部反射器による反射光の色は、赤色であること。
 - 五 後部反射器は、反射部が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものでないこと。
- 2 後部反射器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第63条第3項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」に定める基準を準用するものとする。
- 一 後部反射器は、その反射部の中心が地上1.5m以下となるように取り付けられていること。
 - 二 最外側にある後部反射器の反射部は、その最外縁が一般原動機付自転車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。ただし、二輪を有する一般原動機付自転車にあってはその中心が車両中心面上、側車付の一般原動機付自転車に備えるものにあってはその中心が二輪を有する一般原動機付自転車部分の中心面上となるように取り付けられていなければならない。
 - 三 後部反射器は、前項に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。この場合において、後部反射器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がた等があるものは、この基準に適合しないものとする。
- 3 施行規則第62条の3第1項の規定により型式の認定を受けた一般原動機付自転車に備えられている後部反射器と同一構造を有し、かつ、同一位置に備えられた後部反射器であって、その機能を損なう損傷のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。